

宮崎県幼児教育スーパーバイザー等派遣実施要項

1 目的

県内の幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「幼児教育・保育施設」）や小学校、市町村等のニーズに合わせ、幼児教育スーパーバイザーや指導主事、外部の専門アドバイザー（以下「スーパーバイザー等」）を派遣し、保育参観や園内研修等を通じて、幼児教育・保育の質の向上及び幼保小の連携・接続の推進を図る。

2 派遣先

- (1) 幼児教育・保育施設、小学校
- (2) 市町村、市町村教育委員会、研修機関及び幼児教育・保育関係団体

3 スーパーバイザー等の業務内容

- (1) 保育参観による助言や園内研修での講義
- (2) 幼児教育・保育の内容についての相談・助言
- (3) 幼保小連携・接続に関する助言
- (4) その他必要な支援

4 スーパーバイザー等の派遣手続

スーパーバイザー等の派遣を希望する場合、以下の手続きをとることとする。ただし、派遣先の依頼文が別途ある場合は、省略することができる。

- (1) 派遣を希望する幼児教育・保育施設等は、原則として希望日（派遣当日）の前々月末までに、幼児教育スーパーバイザー派遣依頼書（様式1・様式2）を宮崎県幼児教育センターに提出する。
- (2) 宮崎県幼児教育センターは、スーパーバイザー等の派遣の可否を決定し、派遣先に通知する。

5 スーパーバイザー等の派遣についての留意事項

- (1) スーパーバイザー等の派遣による研修等の実施・運営等に当たっては、スーパーバイザー等と派遣先が事前に相互に連絡・調整を行う。
- (2) スーパーバイザー等の派遣は、原則として平日の午前9時から午後4時までの間とする。
- (3) スーパーバイザー等の派遣に係る謝金・旅費については、県が負担する。